

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

特定事業主名：東串良町

令和8年9月7日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	112.5 %
全職員	65.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	95.0 %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	88.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	99.4 %
26～30年	111.9 %
21～25年	88.9 %
16～20年	90.4 %
11～15年	68.7 %
6～10年	110.7 %
1～5年	81.1 %

【説明欄】

該当者が存在しない場合は、「—」と記載する。

「全職員」区分において、女性の職員全体のうち75.7%を会計年度任用職員が占めていることから、割合が下がっている。

「本庁課長補佐相当職」区分には女性職員が1名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。

「勤続年数26年～30年」区分には女性職員が1名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。

「勤続年数6年～10年」区分においては、扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や契約者になっている場合が多く、また時間外勤務に関しても男性の方が長い傾向にある。また女性職員の中には育児休業職員もいるため総支給額が男性の方が多いい傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	15.4 %

【説明欄】

男性 11 名、女性 2 名
女性管理職（課長級）の割合を増やす。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	13.3 %
本庁課長補佐相当職	6.7 %
本庁係長相当職	28.6 %

【説明欄】

該当者が存在しない場合は、「—」と記載する。
本庁課長相当職 男性 13 名、女性 2 名
本庁課長補佐相当職 男性 14 名、女性 1 名
本庁係長相当職 男性 15 名、女性 6 名

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	—%	— %	— %
1週間以上2週間未満	0%	—%	— %	— %
2週間以上1月以下	50%	—%	— %	— %
1月超3月以下	0%	—%	— %	— %
3月超6月以下	0%	50%	— %	— %
6月超9月以下	0%	50%	— %	— %
9月超12月以下	0%	—%	— %	— %
12月超24月以下	0%	—%	— %	— %
24月超	0%	—%	—	—

【説明欄】

該当者が存在しない場合は、「—」と記載する。

常勤職員 男性2名、女性2名

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	2.8時間／月
内部部局等以外	0.8時間／月

【説明欄】

内部部局等 200 時間／月、管理職除く職員数 71 名／月
内部部局等以外 4.25 時間／月、管理職除く職員数 5 名／月